議案第 １３３ 号

周南市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

周南市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市都市公園条例の一部を改正する条例

周南市都市公園条例（平成15年周南市条例第204号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２中「周南市水泳場」を「周南市屋内水泳場」に改める。

別表第３の（１）　公園を占用する場合又は公園施設を設置する場合の使用料の表を次のように改める。

占用物件又は設置しようとする公園施設の名称若しくは種類	単位	期間	金額（円）
第１種電柱	１本	１年	570
第２種電柱	１本	１年	880
第３種電柱	１本	１年	1,200
第１種電話柱	１本	１年	510
第２種電話柱	１本	１年	820
第３種電話柱	１本	１年	1,100
電柱・電話柱に附帯して設けられる支線、支柱又は支線柱	１本	１年	1,000
その他のもの（占用する場合）	１平方メートル	１年	1,000
その他のもの（公園施設を設置する場合）	１年につき、占用する土地の価格に100分の４を乗じて得た額		
共架電線その他上空に設ける線類	１メートル	１年	5
地下電線その他地下に設ける線類	１メートル	１年	3

変圧塔その他これに類するもの		１個	１年	1,000
鉄塔その他これに類するもの		１平方メートル	１年	1,000
法第７条第１項第２号に掲げるもの		１平方メートル	１年	310
法第７条第１項第４号に掲げるもの	公衆電話所	１個	１年	1,000
	郵便差出箱	１個	１年	430
法第７条第１項第６号に掲げるもの		１平方メートル	１日	9
政令第12条第２項第７号又は第８号に掲げるもの		１平方メートル	１月	440
政令第12条第２項第９号に掲げるもの		１平方メートル	１月	100

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行し、改正後の周南市都市公園条例の規定は、同日以後の公園の占用又は公園施設の設置に係る使用料について適用し、同日前の公園の占用又は公園施設の設置に係る使用料については、なお従前の例による。

（参　考）

周南市都市公園条例新旧対照表

現行

別表第１（第８条関係）

有料公園施設

公園名	有料公園施設名	供用日	供用時間
（略）			
周南緑地	周南市総合スポーツセンター	／	／
	周南市陸上競技場	／	／
	周南市野球場	／	／
	周南市水泳場	／	／
	（略）		
（略）			

別表第２（第８条関係）

有料公園施設のうち、その管理及び運営等について必要な事項を他の条例で定めるもの

公園名	有料公園施設名
（略）	

改正案

別表第１（第８条関係）

有料公園施設

公園名	有料公園施設名	供用日	供用時間
（略）			
周南緑地	周南市総合スポーツセンター	／	／
	周南市陸上競技場	／	／
	周南市野球場	／	／
	周南市屋内水泳場	／	／
	（略）		
（略）			

別表第２（第８条関係）

有料公園施設のうち、その管理及び運営等について必要な事項を他の条例で定めるもの

公園名	有料公園施設名
（略）	

現行	改正案

周南緑地	周南市総合スポーツセンター
	周南市陸上競技場
	周南市野球場
	周南市水泳場
	（略）
（略）	

周南緑地	周南市総合スポーツセンター
	周南市陸上競技場
	周南市野球場
	周南市屋内水泳場
	（略）
（略）	

別表第３（第13条関係）

（１） 公園を占用する場合又は公園施設を設置する場合の使用料

占用物件又は設置しようとする公園施設の名称若しくは種類	単位	期間	金額（円）
第１種電柱	１本	１年	480
第２種電柱	１本	１年	730
第３種電柱	１本	１年	990
第１種電話柱	１本	１年	430
第２種電話柱	１本	１年	680

別表第３（第13条関係）

（１） 公園を占用する場合又は公園施設を設置する場合の使用料

占用物件又は設置しようとする公園施設の名称若しくは種類	単位	期間	金額（円）
第１種電柱	１本	１年	570
第２種電柱	１本	１年	880
第３種電柱	１本	１年	1,200
第１種電話柱	１本	１年	510
第２種電話柱	１本	１年	820

現行					改正案				
第３種電話柱		１本	１年	940	第３種電話柱		１本	１年	1,100
電柱・電話柱に附帯して設けられる支線、支柱又は支線柱		１本	１年	850	電柱・電話柱に附帯して設けられる支線、支柱又は支線柱		１本	１年	1,000
その他のもの（占用する場合）		１平方メートル	１年	850	その他のもの（占用する場合）		１平方メートル	１年	1,000
その他のもの（公園施設を設置する場合）		１年につき、占用する土地の価格に100分の４を乗じて得た額			その他のもの（公園施設を設置する場合）		１年につき、占用する土地の価格に100分の４を乗じて得た額		
共架電線その他上空に設ける線類		１メートル	１年	4	共架電線その他上空に設ける線類		１メートル	１年	5
地下電線その他地下に設ける線類		１メートル	１年	3	地下電線その他地下に設ける線類		１メートル	１年	3
変圧塔その他これに類するもの		１個	１年	850	変圧塔その他これに類するもの		１個	１年	1,000
鉄塔その他これに類するもの		１平方メートル	１年	850	鉄塔その他これに類するもの		１平方メートル	１年	1,000
法第７条第１項第２号に掲げるもの		１平方メートル	１年	260	法第７条第１項第２号に掲げるもの		１平方メートル	１年	310
法第７条第１項第４	公衆電話所	１個	１年	850	法第７条第１項第４	公衆電話所	１個	１年	1,000

現行				
号に掲げるもの	郵便差出箱	1個	1年	360
法第7条第1項第6号に掲げるもの		1平方メートル	1日	9
政令第12条第2項第7号又は第8号に掲げるもの		1平方メートル	1月	440
政令第12条第2項第9号に掲げるもの		1平方メートル	1月	85
（略）				

改正案				
号に掲げるもの	郵便差出箱	1個	1年	430
法第7条第1項第6号に掲げるもの		1平方メートル	1日	9
政令第12条第2項第7号又は第8号に掲げるもの		1平方メートル	1月	440
政令第12条第2項第9号に掲げるもの		1平方メートル	1月	100
（略）				